

衆議院文部科学委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月26日（金）、第13回の委員会が開かれました。

- 1 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）
司法試験法等の一部を改正する等の法律案（階猛君外2名提出、衆法第5号）
・柴山文部科学大臣、平口法務副大臣及び政府参考人並びに提出者階猛君（国民）に対し質疑を行いました。
（質疑者）初鹿明博君（立憲）、城井崇君（国民）、畑野君枝君（共産）、串田誠一君（維新）、吉川元君（社民）、笠浩史君（未来）

（質疑者及び主な質疑事項）

初鹿明博君（立憲）

- (1) 東京福祉大学における学校法人による教学への介入
 - ア 介入の是非についての柴山文部科学大臣の見解
 - イ 同大学における公務員試験の過去問題を丸暗記させる授業の実施についての文部科学省の見解
 - ウ 入学後における大学によるカリキュラムの大幅な変更
 - a カリキュラムの一方的な変更により学生に不利益が生じることが、民法及び消費者契約法に抵触する可能性についての法務省及び消費者庁の見解
 - b カリキュラムの大幅な変更に対する文部科学省による制限の可否
 - c カリキュラム変更に関して学校法人の役員ではない創設者の意向が反映されていることに対する文部科学省の対応方針
 - エ 現行の私立学校法における不適切な大学運営体制の改善の可否についての柴山文部科学大臣の見解
 - オ 経営陣の刷新を含めた東京福祉大学の立て直しに対する柴山文部科学大臣の決意
- (2) 司法試験
 - ア 司法試験制度見直し後の新しい司法試験の実施日及び合格発表日についての法務省の想定時期
 - イ 法科大学院在学中の試験合格者、不合格者及び未受験者それぞれのニーズに合った法科大学院のカリキュラム設定の必要性
 - ウ 法科大学院在学中受験者の合格割合の想定の有無
 - エ 司法試験及び司法修習の実施時期の変更に伴うギャップタームの拡大についての法務省の見解
- (3) 連携法曹基礎課程（法学部3年間）
 - ア 連携法曹基礎課程の学生の法科大学院への進学は必ずしも保証されないことの確認
 - イ 法科大学院を不合格となった連携法曹基礎課程の学生が3年で卒業せずに4年次に在籍することの可否
 - ウ 法科大学院の可否により大学在籍年数が3年間と4年間の複数になることについての文部科学省の見解
 - エ 法科大学院を不合格となった連携法曹基礎課程の学生は、法曹資格取得までの時間的負担が軽減されないことについての柴山文部科学大臣の見解

城井崇君（国民）

内閣提出法律案における法科大学院在学中の司法試験受験の認容

- ア 法科大学院における司法試験受験までの教育期間の短期化
 - a 法学部教育に対する影響
 - b 各受験生が行う司法試験受験に関する準備に与える影響

- イ 提出の経緯
 - a 在学中受験を改正事項とすることを決定した経緯
 - b 法務省及び文部科学省の審議会等における議論を経ていないことの確認
 - c 審議会における審議が不要であるとの認識の有無
 - d 審議会を経た上で再提出する意思の有無
 - e 緊急性を理由に審議会における検討を経ないで法律案を国会へ提出することの妥当性
 - f 審議会における検討の必要性
 - g 在学中受験を認容することは影響の大きな制度変更である認識の有無

畑野君枝君（共産）

- (1) 連携法曹基礎課程を導入した場合の学部教育の在り方
 - ア 連携法曹基礎課程で法科大学院未修者コース1年目の教育内容を教えることの確認
 - イ 法学部のカリキュラムと連携法曹基礎課程のカリキュラムの両立は困難とする懸念に対する文部科学省の見解
 - ウ 連携法曹基礎課程以外の学生が法曹になることが困難となり、法曹の多様性が阻害されるとする指摘に対する柴山文部科学大臣の見解
- (2) 内閣提出法律案における法科大学院在学中の司法試験受験の認容
 - ア 与党文部科学・法務合同部会における提案の具体的内容
 - イ 検討過程における文部科学省と法務省及び関係者との意見交換の有無
 - ウ 中央教育審議会における議論の有無

串田誠一君（維新）

- (1) 旧司法試験から法科大学院制度への転換の妥当性に関する柴山文部科学大臣及び議員提出法律案提出者階猛君の見解
- (2) 連携法曹基礎課程（法学部3年間）と法科大学院既修者コース（2年間）の教育課程（以下「3+2」という。）を創設する内閣提出法律案はプロセスとしての法曹養成に逆行するとの意見に対する柴山文部科学大臣及び議員提出法律案提出者階猛君の見解
- (3) 旧司法試験における法学未修者や社会人経験者等の多様な人材の合格状況についての柴山文部科学大臣及び議員提出法律案提出者階猛君の見解
- (4) 内閣提出法律案及び議員提出法律案のそれぞれにおける司法試験受験者数の回復への効果についての柴山文部科学大臣及び議員提出法律案提出者階猛君の見解
- (5) 法科大学院制度の創設に当たり司法修習の期間を短縮した意義についての柴山文部科学大臣及び議員提出法律案提出者階猛君の見解

吉川元君（社民）

- (1) 内閣提出法律案における法科大学院在学中の司法試験受験の認容
 - ア 在学中受験の導入は学生の負担軽減に資するもので妥当であるとした柴山文部科学大臣の答弁の意味
 - イ 司法試験の合格とともに法科大学院の修了を司法修習生の採用に必要な要件とすることから、学生の時間的、経済的な負担の軽減にはつながらないおそれ
 - ウ 学生の時間的、経済的な負担の軽減の観点から、司法試験合格後、期間を空けず司法修習を実施する必要性
- (2) 法科大学院の定員の3割以上を法学未修者等となるよう努めることとする文部科学省告示を平成30

年に改正した理由

- (3) 平成 30 年 3 月に取りまとめられた「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」において法科大学院における学生の質の保証を求める旨の記載がされている理由
- (4) 内閣提出法律案における法学未修者等に対する法科大学院の入学者選抜における配慮義務の内容
- (5) 「3 + 2」を奨励しつつ法科大学院の入学者の多様性を確保する方法
- (6) 法学未修者等教育の質の確保を目的とする進級判定である「共通到達度確認試験」の概要及び全ての法科大学院の 1、2 年次学生を対象とすることの確認

笠浩史君（未来）

- (1) 法科大学院在学中の司法試験受験の認容に係る検討
 - ア 平口法務副大臣が検討に当たり緊急時には審議会等の議論がなくても問題なしと答弁した理由
 - イ 本問題が法曹養成の根幹にかかわるものであるとの平口法務副大臣の認識の有無
 - ウ 審議会等の開かれた場における検討の必要性についての平口法務副大臣の見解
- (2) 旧司法試験から法科大学院制度への転換による具体的効果
- (3) 法科大学院制度の下における質保証の観点から、法学未修者等の合格状況、多様な背景を有する法曹を輩出することによる成果を法務省が調査する必要性
- (4) 司法試験合格者に占める法学未修者の割合の推移
- (5) 法科大学院制度の下での法科大学院経由及び予備試験経由における合格者に占める社会人出身者の割合